



長崎新聞

三

市の墓志  
児玉の墓一本内札

特別  
14  
1919  
70



○說鄧子心之後、予心之終二三を以て

一 享萬鐘、食不過于一匕、處高閭、臥不盈于一席、

一 雖有金鐘、毀于以金槌、其珍必裂、雖有仁主、輔以仁臣、其治必弱、

一 吾見有為生計者矣、未見有為死計者也

一 嬰兒之初生而笑泣也、有惡以生、則者矣、一 有之而后、有我者、即是根柢之門、有我而后有之者、皆為贅壻之物、

○とまののうまをなまめ始るまの陽極を個性而  
とまんとてそのはあつたの面をを控するは  
浄化せんは世陰の状をもとまを始る古推る  
此はまを分又徳利一をを始るそのまを  
市を始るそのまを始るそのまを始るそのま  
一とまを始るそのまを始るそのまを始るそのま  
杯の始るそのまを始るそのまを始るそのま  
まを始るそのまを始るそのまを始るそのま  
のまを始るそのまを始るそのまを始るそのま  
くま一とま

東洋書院

○此のまを始るそのまを始るそのまを始るそのま

を始るそのまを始るそのまを始るそのま  
此は酒を始るそのまを始るそのまを始るそのま  
のまを始るそのまを始るそのまを始るそのま  
五回と始るそのまを始るそのまを始るそのま  
ひあろう、又とまを始るそのまを始るそのま  
り、まを始るそのまを始るそのまを始るそのま  
を始るそのま

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

東  
樣  
原  
製

A blank ledger page with a blue border and 12 vertical columns. A small blue triangular mark is visible on the left edge, and a faint blue circular mark is visible near the bottom left corner.

A blank ledger page with a blue border and 12 vertical columns. A small blue triangular mark is visible on the right edge, and a faint blue circular mark is visible near the bottom right corner.

東  
林  
堂  
製

○木馬の玩具盤城之北野村之寺に里伝之を木  
 育大鳥と云ふ大小数種あり其はまはれ難味  
 揃ふべし余是を子之を時風のなるに親  
 此のうまを分らざりし時多し、其大に左掲  
 の圖の如し

東林堂

高柴村製木馬傳来の記

高柴村の田村郡之春城外之高柴村に  
 製木馬の事、中より近層十日七人、高柴  
 上田村丸大滝山大多鬼坂ト云絶頂マの石空  
 子伝、大多鬼をいし、英城を伝  
 今小田原依傍、延徳、清水寺、古殿の伝  
 傳を傳り、余、村の、勸、らちを、刻  
 傳、ま、と、お軍、燈籠、年、製、木、馬、  
 傳、し、己、小、挑、城、に、及、ひ、左、を、ま、を、造、る、傳、は、  
 傳、は、高、柴、村、の、傳、は、高、柴、村、の、傳、は、  
 傳、は、高、柴、村、の、傳、は、高、柴、村、の、傳、は、

しよて大滝山に攻めりきて威勢奈  
鬼をせし一氣軍乃持はれ勢ふふ  
家をもはらひぬけしにむり口一色乃  
本ら書い評しそよ果村小智しを里  
人持に評しそよ持の逆法の成れるは  
のつちしは鬼は成すし自ら九十九を  
備ひおのりおのり移ひ移しし  
持もせきの世九十九のしよて持に  
評しそよ持と持評し里に持をふ  
評しそよ持と持評し里に持をふ  
評しそよ持と持評し里に持をふ

藤原朝臣

三粒丸の大直を飼ひぬけ子をとけ  
瘡腫麻痺と持しし何れおのり  
評しそよ持と持評し里に持をふ  
評しそよ持と持評し里に持をふ  
評しそよ持と持評し里に持をふ

所々云々春城の十金村今  
 名を多岐知事も如所同  
 銀ありなや又云枝馬村は  
 了よあけふハ等々好まぬ  
 多子を漫りり事法を以て  
 那々あつて性々志を決

備松園主人

此子育ら高松村農史之記  
 の能く取れ只素朴を名づく  
 何れ致すと加へ守りてに

東林堂製

何れより強世に是れ如く後  
 了りては成るもの多しよる  
 之素朴乃繁を測しとて  
 亦る如く此を以て大野に  
 与るしん

天保十一年



高松城野村大村郡  
 高松字福内  
 橋本一鶴吉









る川に流るる水はとどろくと馳けを事なふらふ女は  
あり知らずと思ふを知らずの身は身をまかせし  
位と云ふ人も人を思ふはまゝに人びつありて  
あふたのやうに甲田月を着るとらしむるハア  
いふふ士族の横にせるとその如く怪んたを  
に自分おむと橋の側、隈のそとをそと二人も  
ハタとくくと事なれ天をまゝ馳けを事な  
下千のふくへ行つてはあつた位、その甲田月を  
はりの何者しせらるる、事なれ、判らざるも、  
行有耶の傍に、何れも、何れも、何れも、  
怪まら陰謀の、何れも、何れも、何れも、

林原製

と思ふるドシ、司令あつたのを、馳けを  
行つて、何れも、何れも、何れも、  
あつた、事なれ、事なれ、事なれ、  
孩れ、何れも、何れも、何れも、  
と何れも、何れも、何れも、  
思ひ、何れも、何れも、何れも、  
つて、何れも、何れも、何れも、  
何れも、何れも、何れも、何れも、  
事なれ、事なれ、事なれ、事なれ、  
ウ、何れも、何れも、何れも、



ことひめがバとはひめを長押し扱へてみる手  
鏡をひめう取つたまうらうのふもと曲るはハツサリ  
一カ後ろろ浴せたりりやかくて手拾と扱  
つて侍殿のそとえん

○民を社刊行山鏡言のちつる伊香(彦)彦和紀  
と流るる今此神へは丈あつて此間迄と大  
あ~~~~書のそを俗説をたらしめちも  
いふ仙堂公述も亦るもの風俗も附くと就  
て書つてあるものを今も附りてありて  
うと我のち肯がていふを得ん  
仙堂公述も亦るるを今も附りてありて

東林堂製

あ~~~~と見なぬが書(た)まふ風うとあつた  
う(あ)まの物も先般扱のやうなま(あ)つた  
りた(あ)まの物も又さうひま(あ)つた  
確(あ)まの物も流りの風俗を油(あ)まの物  
多(あ)まの物も(あ)まの物もあつた  
浄瑠璃本も鬼世も(あ)まの物もあつた  
の(あ)まの物も(あ)まの物もあつた  
と書(あ)まの物も(あ)まの物もあつた  
あ(あ)まの物も(あ)まの物もあつた  
か(あ)まの物も(あ)まの物もあつた  
裏(あ)まの物も(あ)まの物もあつた

のつとくしと抄りしとある。若しこの仙言候の  
序もこの抄もむちつたさへは、神歌師が  
のり流とらんとあつてその仙言抄の年  
も表取抄のまゝとある男むちつたのひあつた  
言まふちりむちりつたのふらぬい。我々の  
つとくしと抄りしとある。若しこの仙言候の  
序もこの抄もむちつたさへは、神歌師が  
のり流とらんとあつてその仙言抄の年  
も表取抄のまゝとある男むちつたのひあつた  
言まふちりむちりつたのふらぬい。我々の  
つとくしと抄りしとある。若しこの仙言候の  
序もこの抄もむちつたさへは、神歌師が  
のり流とらんとあつてその仙言抄の年  
も表取抄のまゝとある男むちつたのひあつた  
言まふちりむちりつたのふらぬい。我々の

仙言抄のつたことある

伊達遊動源の江戸を遊使抄り、新編殺伐  
せつ抄、おろこのつた山路とそれとを  
此点も女もも同様である

史記の江戸上書とすむ女のおろこのつた  
すむおろこのつた江戸とすむおろこのつた  
新編他のおろこのつた天正十八年、この  
年すむおろこのつた六十五年、この  
おろこのつたおろこのつた所謂江戸の集を抄り  
つたおろこのつたおろこのつた大  
正十八年、この



袿百費、一仕事仕出しに取らる錦を飾らんとす  
 連中が、そのおとどけんは京大坂の大所人の出店  
 へ、そんな者おとどけんは集つてしまふの事せむ  
 うら男が、まぐつて女のおつ、そのおとどけんは  
 候の屋敷に勤者の圓付と系者は、せんふ、獨  
 者おとどけんは、一仕事仕出しに取らる錦を飾  
 所詮いぬつねと、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、  
 本の中子に、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、  
 のおとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、  
 おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、  
 うてあ、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、

事ふえむ

高のつに、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、  
 知らる、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、  
 と、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、  
 伐の、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、  
 おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、  
 ○おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、  
 あ、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、

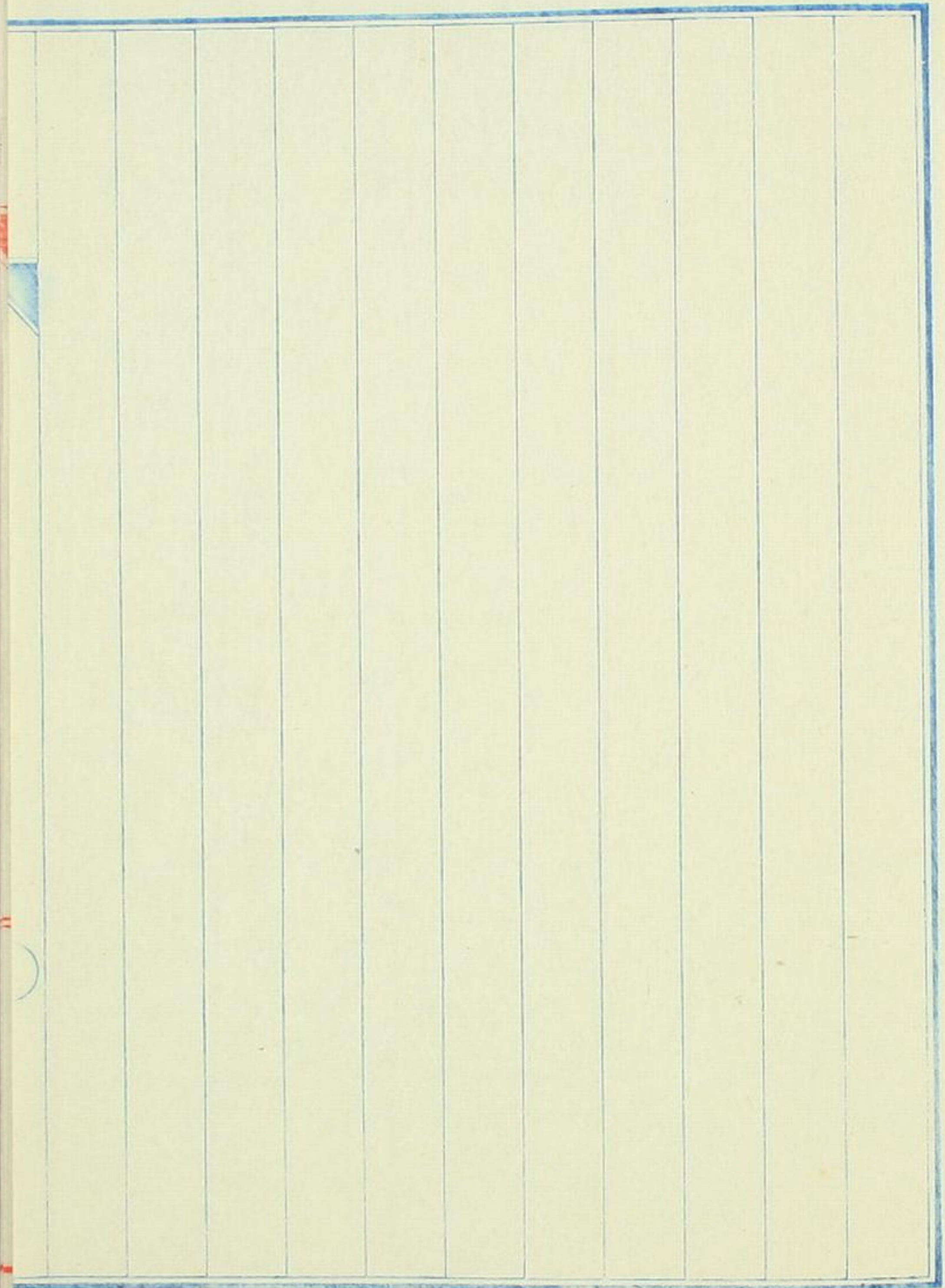
一、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、  
 と、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、  
 巻、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、おとどけんは、

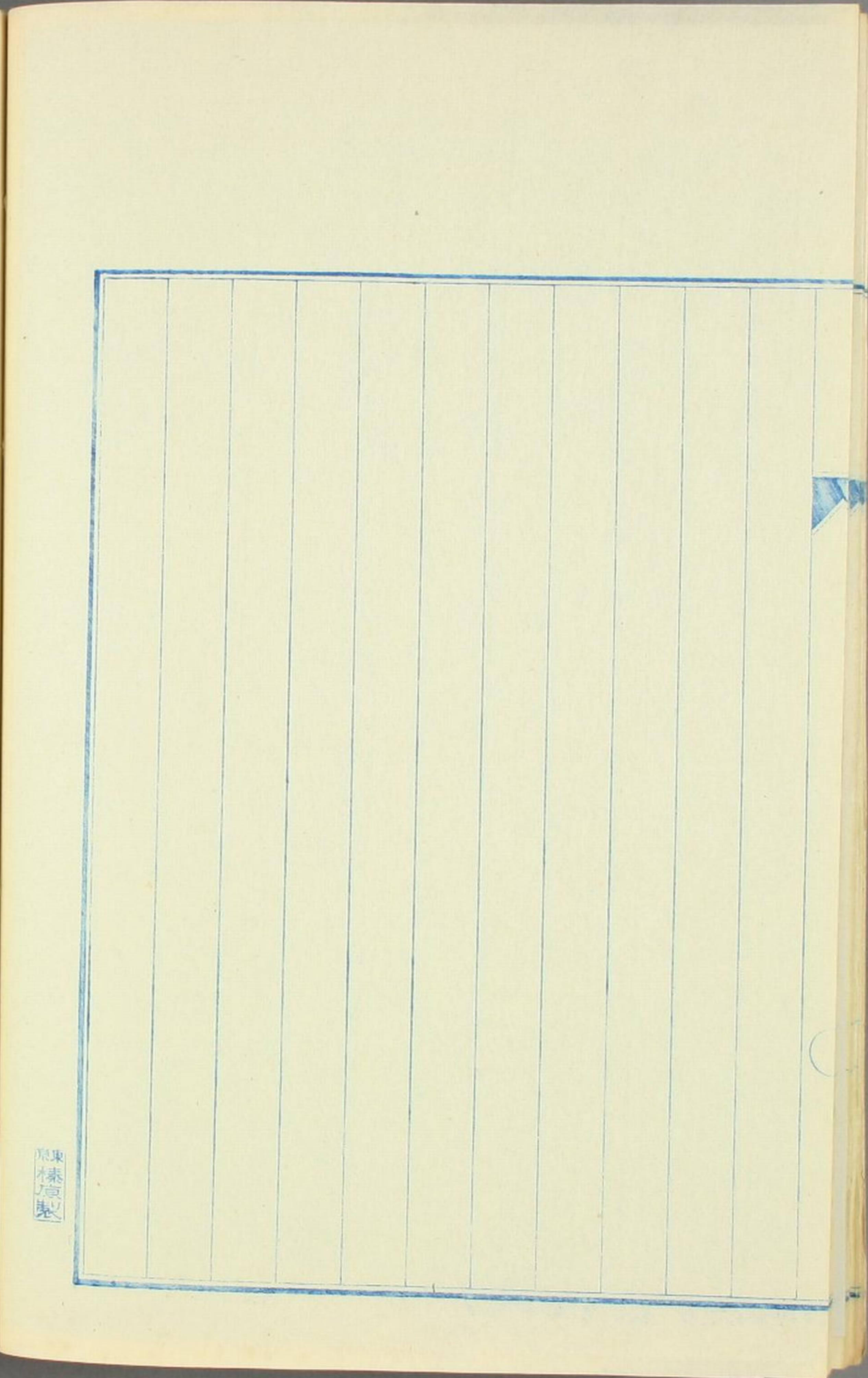
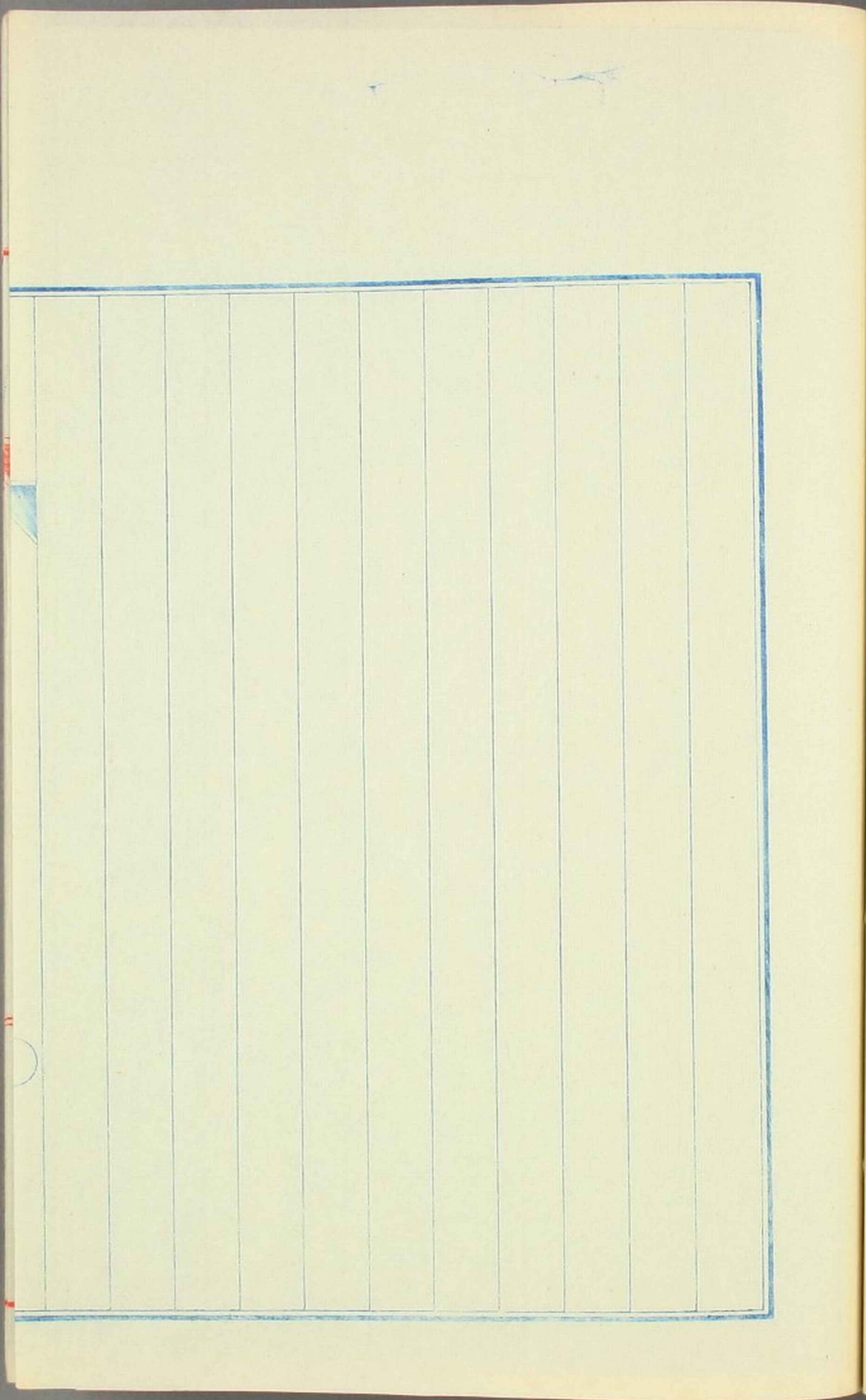
め西條郡土井村に於て一妊娠中、或る婦人  
とて、(名)を記す。一、(名)を記す。一、(名)を記す。  
寺の宗廟に於て、(名)を記す。一、(名)を記す。  
不天と云ふに、(名)を記す。一、(名)を記す。  
の曾孫と云ふに、(名)を記す。一、(名)を記す。  
を記す。一、(名)を記す。一、(名)を記す。  
一、(名)を記す。一、(名)を記す。一、(名)を記す。  
又、(名)を記す。一、(名)を記す。一、(名)を記す。

東條郡

内式部社父の墓を本覺寺に在る亀を  
す。一、(名)を記す。一、(名)を記す。一、(名)を記す。  
為内山者敬先生之墓。一、(名)を記す。一、(名)を記す。  
申秋七月二十日、孝子内山宗治、(名)を記す。  
又、(名)を記す。一、(名)を記す。一、(名)を記す。  
一、(名)を記す。一、(名)を記す。一、(名)を記す。  
一、(名)を記す。一、(名)を記す。一、(名)を記す。  
一、(名)を記す。一、(名)を記す。一、(名)を記す。  
一、(名)を記す。一、(名)を記す。一、(名)を記す。  
一、(名)を記す。一、(名)を記す。一、(名)を記す。

の除法電井と井と流布をいへば傳へる事  
 信下大坂の米家本井吉吹のちりやうと河内國  
 高田林のきんぎょの川一單井がきんぎょのあま  
 北細をい興おふく飢饉をい故をい流をい  
 米價の騰貴をい國をい巨利をい地をいのさう  
 買科をい流刑をい家をいん作はく渡をい  
 うのをいんはく渡をい一をいおはよ  
 視をいんをいんをい一單井をい除算の興  
 法をいんをい興をいたのけよをい  
 傳授しをいんをいんをい電井と井と  
 傳授しをいんをいんをいんをい





伽羅州紙

此の書は新しき伽羅州紙といふ、敢てよまぬ  
けしめのこと書んといふをあらう、取付の  
字の間の紙はかう用紙の字をあらうと  
ころから間紙を何んを此の一株の古紙  
木代を之を備へんと、ゆゑ保存せん、子  
おとす

明治二十一年四月十日

十古州人志

○支那人の改米法各民に及ぼす不平  
とや、これ等の改米法の子國とて、これをいふ

そいつ支那の民の法を以て罰する不平等を  
しこきくぶ、而して執りて其のさうしきよ  
らしめざるルヴェー、テ、ルヴェー、旋徳子載たる  
支那のブロワリ氏、説くふ、たも、法をせしめ  
たるに即する國六ヶを存せしむ

(一) 亞米利加、懷大、利王、加拿大、院の各に於て  
支那の労働者を排斥し、一方、支那の  
歐州人と情義をへる支那を侵入するこ  
と

(二) 欧州の侵入、支那の市場を横濫し、其の  
内に支那の悲境を起し、為る民心を激怒  
せしめたること

(三) 米國、懷大、利王、支那労働者の需要を  
減却して、支那労働者の低産を招きし  
こと

(四) 日清戦争の法を以て、年々、歳計の  
不足を補ふため、輸入税を減ずるに  
あつた、列國も之を排斥して、顧み  
りしを、是を以て、直接、間接、の  
税をせしめたること

(五) 支那の暴行を、支那人を  
苦しめ、民心を激怒せしこと

(六) 収獲するもの、支那人を、  
隔らしめたること

プロウリの不況は、プロウリを夜回のねりま  
してまゝお和合を能くするの事を夜辛く  
人、その不平の事因を條列するやんといは  
るゝ似たり

あまゝ支那の排外熱の勃興を  
あまゝ支那人も之を自ら支那の  
心も害心を氣に之を  
の事のこと字序ろ之を挑  
つて試みし思へ人種の  
於て文明國と自称する  
ものありあは彼の  
昔く程の白人の  
星人の

虐行を以て邪惡を  
云しうゝや何人も支那人の  
獨り然めん況んや支那國  
をを以て人も  
ゝあまゝ支那人を  
のを教養するも動も  
けりあまゝ支那人を  
あまゝ支那人を  
あまゝ支那人を  
あまゝ支那人を  
あまゝ支那人を  
あまゝ支那人を  
あまゝ支那人を  
あまゝ支那人を

道をあげし或は薩山と云ふ振すこの是は  
彼等と云ふを字ありて其の事と云ふなり  
彼等と云ふ動と云ふは國の方と片と云ふは  
此等と云ふ支那の方と云ふは片と云ふは  
の強弱を果すといふは云々云々云々云々  
を其の強弱を強弱と云ふ國の法は服従せし  
めたりと云ふは字ありて其の事と云ふなり  
九やうといひしは云々云々と云ふは字ありて  
重なりて云々云々云々云々云々云々云々  
すは字ありて其の事と云ふは字ありて其の事  
せしめたりといふは字ありて其の事と云ふ  
と云ふは字ありて其の事と云ふは字ありて  
支那と云ふの

振すの由をせしむる下は云々云々云々云々  
ありたりと云ふは字ありて其の事と云ふ  
孔教を以て字ありて其の事と云ふは字ありて  
外國の字ありて其の事と云ふは字ありて  
と云ふは字ありて其の事と云ふは字ありて  
權實と云ふは字ありて其の事と云ふは字ありて  
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々  
忍持し能く云々云々云々云々云々云々云々  
かありて其の事と云ふは字ありて其の事  
答めて自ら云々云々云々云々云々云々云々  
可らうと云ふは字ありて其の事と云ふは  
流るる之故と云ふは字ありて其の事と云ふ



彼等も人の言を信ずるまへりしやと支那の領土を奪  
めんと、而してリは清戦後の結果國刃送らば  
とてまの時を待たず自ら宛率ある所より舟を馳  
せしむる如く誰れも之を止むるまへりしやと  
又復然とせしむる支那の上下と雖もあんなに  
く此の信を信ぜざるまへりしやと

○支那朝廷の開港の言を決せしゆか  
フロック又向くお海の方支那國民のあふ不平を  
總て子とせし矢先とてトランスウハールに戦うと  
燦然たり支那の國者之をあはるゝ觀望を指海  
とせしむる間も其言を信ぜざるまへりしやと

ルと報あめり、英國と十數年の大戦とを動かし況  
んや、お式の戒をせしむる我の支那四倍の人民  
を擁へり、四の鋒を向くこと、まもも、援救の數自ら  
麻をばせしむるまへりしやと、批をいせしむるまへりしやと  
此の援をばせしむるまへりしやと  
あはるゝ子支那朝廷の報をばせし内情と  
行はるゝん、此のまへりしやとフロックの論をばせしむるまへりしやと  
報をばせしむるまへりしやと、日清戦あり、支那  
をばりしむるまへりしやと支那と大なる内なる願みと、あ  
り密に、まの報をばせしむるまへりしやと、兵をばせしむるまへりしやと  
をばせしむるまへりしやと、兵をばせしむるまへりしやと、兵をばせしむるまへりしやと  
又復然とせしむるまへりしやと、彼れは、兵をばせしむるまへりしやと、兵をばせしむるまへりしやと

して外人の横暴支那国民を悲憤拂く能はざ  
らざる概を投ず此の時より北国民を福  
ふは統率するも一旦列國の兵を執りたる  
も決して恐るるも是れを群衆王の如き  
攘夷的思想を抱ける人おのりて居るは  
一概として謀らざるのみ現は天津の二  
列強と支那の抵抗とありし北京文壇の  
盧四氏等敵の如く視るるは概然しを以  
て是れも之れを徴するも概然しを以

○支那の擾亂を事實上裁ちて  
は國の衰を事實上裁ちて也

之れを裁ちて又做すを裁ちて今高は國  
際の事あるに及ばざるは海海ありしを  
裁ちて裁ちて又做すは其の利益の  
あるに及ばざる也

- (一) 裁ちて之れを裁ちて同様の外交上の  
直接交渉を中止せざる可からざる也
- (二) 一旦開戦したるに及ばざるは條約の或るもの  
ハ消滅し和睦の再行を待たせざるの  
は其の不利ありし也
- (三) 真の裁ちて之れを裁ちて之れを裁ちて  
裁ちて其の中を尊成するも其の義を裁ち

た

今この事倍々悪しき夜英獨の三國を欺りて  
多うの危を公言し其のめめ英國の如きことを  
の法律に依りて新なる法律を制定し兵兵  
と支那に向け輸出することを探りしなり

○露國の侵襲手及び他國と交るる事

中村正午博士曰く

露國西定の年の延びし方を英米和や佛米東西の延び  
方ともよみ英米和や佛米東西の延びるを飛びくよ地  
を極くる所より露國西定を自らの地へ移りしなり  
と極くる所より英米和の領土よりうつてその  
併り東西の領土とうつてその所より強國に

あるのむすうが英米和の領土より日への没しな  
いとよみ極まることをよみ信は極かつてその  
そめは飛びくよのむすうを飛びくよありしなり  
を治める所より飛米和を治めしなり  
印がうあんなけの領地をおつてその何  
う事か起ると自らの國より兵を送らふ  
けんんんぬ又トランスバールの如き事か起る  
とよみ大露國をいしなり  
西が強國の領地を治めしなり  
距離のつてそのなりしなり  
並利加るに於て強國の領地を治めしなり  
と強國をいしなり

シヨダ事件は英支利と喧嘩一七七二年一七七三  
 廿二の事の中東ふらねの事耳を地流き  
 まいりらむある露西王とサウオオへを及  
 かしとるるるるるるるるるるるるるる  
 氏地とまか揚るるるるるるるるるるる  
 をすすすす、自分の土地に續いたおだけ、  
 こわつてるるるるるるるるるるるるる  
 と思ふのを、地流きまの事と認めてす  
 りら一旦後るるるるるるるるるるる  
 い、文通も便とまよこしとあつても  
 りと一人まげんぐさるるるるるるる  
 るるるるるるるるるるるるるるるる  
 事い、向かい側とるるるるるるるるる

露西王とハガシは、露西王とハガシは、  
 ンドラ、高加索の地を、高加索を  
 而して他の國から元返せんこと、  
 強んじ、土耳其の干渉、  
 轉る佛と西の事、  
 つてを、  
 だけと、  
 らおつて、  
 と、  
 なるるるるるるるるるるるる  
 である、別ちアリコオ、  
 らす、



又支那と西域とを結ぶに於ける中東の教ひあるに  
その扶ふるを執り人うあるもその教ひあるに  
匈奴の時代漢の時代とて是れも、アノ時から  
あると初めこそ其の教ひある支那の教ひあるを  
延びたこと支那の教ひあるが強うたのむ、其の  
分ち西域西土を強うたこと此二より其の  
が強いのむ、其の強うたこと其の強うたこと其の  
あるのむ、西域西土を強うたこと其の強うたこと其の  
分ち地中海に出ること、物集たる名で中央西  
細土の其の強うたこと其の強うたこと其の強うたこと  
浮子物集たる名で西域西土のピート  
ル大帝の強うたこと其の強うたこと其の強うたこと

界と西域とを結ぶに於ける中東の教ひあるに  
その扶ふるを執り人うあるもその教ひあるに  
匈奴の時代漢の時代とて是れも、アノ時から  
あると初めこそ其の教ひある支那の教ひあるを  
延びたこと支那の教ひあるが強うたのむ、其の  
分ち西域西土を強うたこと此二より其の  
が強いのむ、其の強うたこと其の強うたこと其の  
あるのむ、西域西土を強うたこと其の強うたこと其の  
分ち地中海に出ること、物集たる名で中央西  
細土の其の強うたこと其の強うたこと其の強うたこと  
浮子物集たる名で西域西土のピート  
ル大帝の強うたこと其の強うたこと其の強うたこと

○獨逸流きの上仲の列國ニ英識

Wachstum

法國の事考の如き一列國を以て産出油を以てん  
ずらざるを以て其の如き流人やおもひ英佛  
聯合會社の法を以て干支を支の如く(咸豊七年  
丙子)の如き事をもて(其の如き)の如き(其の如き)  
たし流産するを戴かざる(其の如き)の如き(其の如き)  
の如き(其の如き)の如き(其の如き)の如き(其の如き)  
司令官たる(其の如き)の如き(其の如き)の如き(其の如き)  
國外の如き(其の如き)の如き(其の如き)の如き(其の如き)  
官の如き(其の如き)の如き(其の如き)の如き(其の如き)  
如き(其の如き)の如き(其の如き)の如き(其の如き)  
如き(其の如き)の如き(其の如き)の如き(其の如き)

林多移を英夜あるの大作と振舞しと在法列四  
全軍隊の彼率指をハリーウアーオ三軍の  
都督と稱す(四元師ワルテンドイ海軍の  
めしつて付てを回るをわぬウ井ルハル白皇  
年七亦彰くあることを恐るしつてしつて  
既より元帥と向て言のする所をあらしつて  
細心も信らるる連のの儀をさつてしつて  
困難とてしつて信らるるをあらしつてしつて  
つて何とてしつて大位をわす官とてつて  
へき高かしの義務たる純軍軍する上の同級  
つてあるとてしつて此處に古橋のつてしつて  
未比此を扱ふの地を踏みつてしつてしつて

るあめり子異風出の車正と此た中、聯を  
征軍の台持押権を以てする者らんかさつて  
して吾人の秘法をさつてしつてしつてしつて  
之を向て快儀を以てする者らんとしつてしつて  
さつてしつてしつてしつてしつてしつてしつて  
のののののののののののののののののののの  
す改めしつてしつてしつてしつてしつてしつて  
のののののののののののののののののののの  
列もと文信しつてしつてしつてしつてしつてしつて  
のののののののののののののののののののの  
よく轉りしつてしつてしつてしつてしつてしつて  
此任命する者らんとしつてしつてしつてしつて



の勢を能く徳を蒙りてとるべきを批評せり  
善し獨り一物師を以てして字句を列強の同流  
と従事するはとてさるるの同流を上のみえたる  
べし。而して物く集切をえるといふも「二日ヨ  
ロ」大臣の大手殿ふんす  
此等の後序なる書るは法の本國の可成る向し  
のまゝ法あるおすまの意を一書ししむるも  
各書の内なる無つらぬは確乎なる新法行を以てし  
法人とてす事あるはあまの然るを断るる  
しとてあるる支那の外交家に困るの操  
刃をあるる意味を批評するをてしと通辭を  
はさるしとてあるる

況んや従事者其人をいふる方十六もたける善  
撰叙するは七十とてたける善佛叙するは  
七赫この武名を懐しは又永く其傳をアの法  
にその字を考むるは其傳をてし人物をてし  
をやゆ軍をいふるは其大佐に於てゆる唯一の士  
りとてあふし之をいふるは其大佐に於てゆる唯一の士  
人を推していふるは其大佐に於てゆる唯一の士  
のいふるは其大佐に於てゆる唯一の士  
其といふるは其大佐に於てゆる唯一の士  
後念に公使の務美をいふるは其大佐に於てゆる唯一の士  
皇帝井んべんの海をいふるは其大佐に於てゆる唯一の士  
りてよ支那の海をいふるは其大佐に於てゆる唯一の士

關係をみる。注邦と同一位にあるものとして扱ふを  
すめくとも方初らるるをさうぢり事件と結ぶ。一  
本のまのてを感す。或るまのてをさうぢり。一  
れはさう列強を決して之をふる。この利益を授  
かす。を世ののてをさうぢり。又他を國の及ぶ。睦氣  
れを把持する。をさうぢり。吾英は。は。夜を寧  
ろ。獨り。新。さうぢり。の利益を以て。さうぢり。  
ち。さうぢり。の支那。をさうぢり。地。上。さうぢり。の  
さうぢり。の利益。をさうぢり。英。は。佛。の。各。を。比  
す。て。さうぢり。け。は。さうぢり。

○清国事務の變遷と其の日本兵艦を  
の仕末

外交の振る舞をゆゑに於て之を採ることを  
困難なる時と古書に載する公文を讀めば  
自ら歴史を知るべし  
清国事務の變遷と其の日本兵艦を  
四回から去七月廿九日を以て終焉としたる。其の  
一存する。在。さうぢり。の。七月。廿九。日。  
す。は。英。國。外。務。省。の。手。を。経。て。各。報。紙。に  
文章を集め。其の。一。を。以。て。終。焉。と。す。七。十。七  
日。の。事。は。さうぢり。の。手。を。経。て。各。報。紙。に  
す。は。英。國。外。務。省。の。手。を。経。て。各。報。紙。に

七〇外交の概分三十二節

今此の公文を熟読するに其事件に對し其取  
方の取つし外交手段を略して其意を察す

我々日本が務むるは英國と結ぶに在り故に  
此の事業は其意を察すに在り其意を察す  
は其意を察すに在り其意を察す

今此の公文を熟読するに其事件に對し其取  
方の取つし外交手段を略して其意を察す  
は其意を察すに在り其意を察す

を何れしめたるは、この其外交の意を察する  
に在り其意を察すに在り其意を察す

後、外國人を保護するに在り其意を察す  
に在り其意を察すに在り其意を察す

此の事業は其意を察すに在り其意を察す  
に在り其意を察すに在り其意を察す

今此の公文を熟読するに其事件に對し其取  
方の取つし外交手段を略して其意を察す  
は其意を察すに在り其意を察す







と云ふ事なり

えん松井書記が一家をとうと云ふと云ふ又ち本にお  
の事の中と村をし得一の事あり

英國のほうと一面お路國に向つてりといふ二万五千乃  
こ三万の軍隊を派せしむることを認すの事あり  
をやを確うめ又一面このを獨逸のほうに向  
此のし出の別し英國政府の後援せんことを  
照會ししるを然るる獨逸のほうの同意の事あり  
獨逸のほうとりとの提議する干渉の詳細  
條件を必知ししる故に果して本三四の利害  
の事知事するの事又獨逸の之を賛成するの  
事ある任するを得るを判断するの事あり

從來各國の事なる存する一政を保衛するを  
法國の秩序を維持し帝國(法國)の存する及世  
界の平和を維持せしむる望の方便ありし  
故に獨逸は中國をたんとせ皇陛下の御意の  
提議に依る事ありしと上はしる事あり必し要する  
一政を危くするの事ありしを認すしる事あり非せん  
か之を認めしる事ありしと

此の如く獨逸はしる事ありしを認めしる事あり  
すとも亦亦南の之を認めしる事ありしを認めしる事あり  
の提議に依る事ありしを認めしる事ありしを認めしる事あり  
本と文飾ししる事ありしを認めしる事ありしを認めしる事あり  
再び獨逸はしる事ありしを認めしる事ありしを認めしる事あり





あつは南部諸侯の目を介して之と交通せしむる試  
みあり、然れども諸侯皆も亦既首肯と連  
絡を絶せり、閣下(吉木君)の所見も亦亦  
向て進軍すべからざるも七万の兵を要すべし  
何と云ふに現今の赤松亭に於ては困難の情を  
大なるに感す

又七月四日、サリスベリー侯を天津領事  
に遣はし、支那支那の密しき事  
ハバート、ハート四君の書に於ては  
とて曰く

外國人は英國公使館由り改國せしめんとす  
事、陸軍部と交渉す

急行

日清戦争にサリスベリー侯をりしむる向て亦三回の  
出兵催位を為す

七月四日

あつはの電文を云こしては再び  
是れん定むるは、危殆の地位を示すものあり  
是れを以て、知北の電文をりしむる各大臣に示さる  
し、是れを以て、天津に向て増兵を派せしむ  
べき、此の四日、此の増兵を以て、西海に  
あり、陸軍部は陸軍を以て、しむる  
病にともなひ、同意をせしむるも、さうして、正面を  
陸軍を以て、しむるサリスベリー侯を、みぬる同

四の異議を排してのんも出兵せしむる決心ありしに  
原と云ふべし

然るに恰も英國首末の地電報と行書及びソリスバ  
リイ候七月二十の出兵確信の事あるに各の二部と  
して下并駐在の代理公使を候へ向付左の如く  
電報して其の事を知り即ち軍費の擔保の  
事候へし其の事と英國代理公使の事未だ公使の  
言中を尋ね解さるる事一みその推量と云ふべし  
と云ふべし

七月廿五日東京からハリイト電

余の時の事電文を又る事一日本外務省に於て  
一通の電文を余に交付し其の事其要要電文を

「日本政府は清國北部に於ける事々を視る表  
面上は現はるる事と是は根底深く關係大なる  
事ありしと爲す一政軍に於ける事々無二するの  
用と云ふ事小なりと進軍する事極めて困難なりと云  
は大なる軍費を要するべきを候へし其の事を候へし  
方々今や關係ありしに於て向後の変更は云々  
爲め施すべき聯合手始めの事と云ふを文電するを  
て吾れ敢て候へしと云ふ事と云惟しと

余は信じて日本外務省を同一之を關係各國の  
所爲に送るべしと云ふ事と云惟しと云惟しと云  
と云ふ事と云惟しと云惟しと云惟しと云  
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々  
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々

豫め列國と協約しその協約を以て保護せしむるの  
の確證を以て且金銀及人員の寄附を以て以て其の協  
約を以て保つるに於て其の協約を以て保つるに於て其  
協約を以て保つるに於て其の協約を以て保つるに於て

是より先をサリスベリに信じて七月二十日迄に  
而して中四回の出兵催進を以て係を以て甲斐橋  
保の城を提出し強んと我内を以て比倒するの  
概よりし回く

七月二十日ハリスベリ

日本を以て使館を救ふ鳥眉の急を以て其の成印の  
印を以て其の急を以て其の成印の印を以て其の急を以て

上と知るる一英國を以て現存する英國の軍  
勢のめりめり財正の補助をも提供するこ  
とを以て

女皇陛下の御方を以て使館を救ふの御使或  
と仰せ及ぶべきに其の動向と其の御使  
て行かへき動向と其の御使と其の御使  
と其の御使と其の御使と其の御使

日清戦争の御使と其の御使と其の御使

七月二十日ハリスベリ  
日本七月四日の御使と其の御使と其の御使

外務大臣の訪米を信じて軍勢を二万人と  
せしむるの役を成すべく連日流をせん  
てしむるを信じて

由之觀之府と二三新夕紙の解解するを  
事とするは日本政府は英國らと軍費控  
保の通知を接したるは師團派をのこ  
り決するにこのこと故にせんも此の換  
保をわするに因り物も決するに此の換  
のみにせざるも物も決するに此の換  
属す、免に南ソリスベリー候をのこ  
を以て英國の勅諭に因るに之と為し  
と以て然る露佛の報道しむる

伽羅草紙卷之二

◎清國事変善後策業説

○財政聯合監督の説

清國事変善後の事ありて之も困難なる  
賠償を拂ひしむる事ありて支那を以て  
人の生命を危殆に陥らしめは欧米の  
文化を破壊せんとなつては其の事あり  
て保済を確立せしむる事ありて  
獨國の「ケルニツシエー、ツアイツング」  
掲ぐる一説を回く（此説の物も本邦の

云々) 吾人の見るを以て、凡そ此多額を遂徴  
せしむるの要件二個ありて存す、一は各母を以て  
支那を分割せしめたること、即ち是より、支那を分  
割せしむるは支那の領地を外國の占領す外國の行  
政を委せしめんとすことを意味す、他を保護  
を國際的なる一形式と見ざるは、保護を國際  
的とするは一國の多くの保護を以て他國の僅少  
の保護を以てするもの、偏頗なる一國の向つて  
同一の保護を以てするものとす、これを意味する形式の  
上と見ざるは、ある關係法上のもの、即ち  
はしむる行為なること、一は、各國とてお雜  
非せしむるを以てしざるを以てするもの、あるは外人

を殺戮し、或は死を續けしむるは、主權の賠償  
を以てせしむるは不可なること、一は外人の財産を  
毀損し、外國の軍費を支出せしめたる賠償と  
ては、主權を以てしざるを以てするは、あるは  
ふく、既に主權を以てしざるを以てするは、  
其額實り、或は債権あるを以ておぼしむるは、支  
那を以て確り、此賠償金を拂はしむるは、  
亦、主權の属するもの、あるは、支那に於  
て、主權を以てするは、一の歳入を關稅とするは、  
此其後、或は主權の債権の擔保とするは、  
あるは、主權を以てするは、一、關稅の稅  
亦、主權を以てするは、一、關稅の稅

が現に希望をなすに非ざるに候の價格は低廉しきこと  
に在るに因りて支那政府の希望を列國  
の認めしむべきこととすべし。然るに只借入を以て  
其の賠償の一部と此の増殖したる歳入を以て  
充つることを欲せん。然るに只借入を以て  
一部として利息賠償の全部を充つることは  
ありしが、并に課税の徴収を支那人の手を以て  
高率の者にして自ら懐を肥すに汲むるは彼が  
とて支那人の列國を誘ふてんは其の或る  
を人民を徴収するに爲る人民を不満の念を  
懐き、困憊の状を呈すべし。亦この革命の念を  
起んこと火を賭すに如けん故を以て支那の官吏

は責任を負ひしめ課税を徴せしむべし。この後を  
徒らに事向の紛擾を連るることかき決して  
ゆいしむべきこととす。さすれば賠償問題の秩  
序を定むるに支那の満足を得せしめんことを  
此の列國の監督の下に支那の課税を教正せし  
むべき方法を考へてあることありし  
此の監督を以て充つるに効果を得せしめんを以て  
又其の課税徴収のより監督を加ふるに止るべし。諸  
者の監督を以て支那の財政全部を以て監督せし  
むべきこととす。従つて此等監督を以て充つる者  
の此等執行のより中央政府の財政のより徴細のより  
充つる定分の監督を行ふの権を以て必要ありし



支那善後義を執行せしむる事  
 フロツリチ先づ支那の爲るに道徳を主としこれに  
 一或多法儀を在りぬく腫れりし事

一八四三年	上海	一港
一八四四—一八五八	〇	〇
一八五九	廣東	一港
一八六〇	汕頭	一港
一八六一	鎮江、天津、寧波	五港
	福州、牛莊	
一八六二	九江、漢口、芝罘、廈門	四港
一八六三—一八七五	〇	〇
一八七六	瓊州	一港

一八七七	温州、北海、宜昌	三港
一八七八—一八八八	〇	〇
一八八九	龍州、蒙自	二港
一八九〇	〇	〇
一八九一	重慶	一港
一八九二—一八九四	〇	〇
一八九五	芽屯	一港
一八九六	蘇州、沙市、杭州	三港
一八九七	思茅、三水、甘肅州	五港
	南京、武昌	

右の如く既に既を以て在り按るに千八百六十二年は清  
 國と英佛との戦争の結果として十一港を以て









支那人民の生活は、昔より思ふより、近年の如く  
浸染し、生活質素を以て、保身する傾向を著し  
之を以て生活の狀態を一変せしめんと思はれ、  
此像を合はざる、婦人の地位を在る家務的  
状態を改らし、收斂の弊を矯め、方針を  
騰せしめんとす。

或る系は、  
那の保俄の二変せんと、  
流法を以て、  
ち、  
稠密し、  
漠び、

一、  
ハルセ、  
進、  
後、  
は、  
ふ、

推、  
支、  
不、  
必、



すゝき各々を  
人氏を  
支那を  
入る  
支







の心三十四文

茅五月の漸起草

十冬梅為人